

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 31 年 2 月 13 日 答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800076号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1800044号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年4月1日から昭和60年4月1日まで  
② 昭和61年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和59年4月1日にA社に入社し、昭和62年1月6日まで、途中で退職することなく継続して同社に勤務していたにもかかわらず、請求期間①及び②の厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和59年4月1日にA社に入社したと主張しているが、同社から提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)(以下「雇用保険確認通知書」という。)によると、請求者の同社における雇用保険被保険者資格取得日は、昭和60年5月1日とされており、請求者が請求期間①に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A社は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はないとしているものの、同社に保管されていた履歴書を基に、請求者は請求期間①に同社に勤務していないため、同期間の給与支払義務はなく、厚生年金保険料の控除も行っていなかった旨回答している。

さらに、請求者が名前を挙げている同僚については、連絡先が不明であるため照会することができず、他の従業員に対して文書照会を行ったものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者は、途中で退職することなく継続してA社に勤務していたと主張しているが、公共職業安定所から提出された雇用保険の支給台帳全記録照会（回答）によるところ、請求者は、昭和61年1月31日に自己都合により離職し、同年2月18日に公共職業安定所で求職の申込みを行い、同日に資格決定された後、同年3月1日に就職していることが確認できる上、A社から提出された雇用保険確認通知書においても、請求者は、同年1月31日に離職し、同年3月1日に雇用保険の被保険者資格を取得していることから、請求者が請求期間②に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A社は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はないとしているものの、同社に保管されていた雇用保険確認通知書を基に、請求者は請求期間②に同社に勤務していないため、同期間の給与支払義務はなく、厚生年金保険料の控除も行っていなかった旨回答している。

さらに、請求者が名前を挙げている同僚については、連絡先が不明であるため照会することができず、他の従業員に対して文書照会を行ったものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、年金事務所から提出されたA社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者は、厚年整理番号＊番で昭和60年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、昭和61年2月1日に資格喪失し、厚年整理番号＊番で同年3月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる上、当該名簿に書換え等の不自然な形跡は見当たらない。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。